

鳥取県選挙管理委員会告示第55号

日南町選挙管理委員会から公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定による個人演説会等を開催することができる施設の名称を変更した旨の報告があったので、次のとおり告示する。

平成24年12月11日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

変更前	変更後
日南ふれあい会館老人憩いの家	日南町人権センター